



2025 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 敏雄
(コード番号 1821 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 佐藤 悌
(TEL. 03-4582-3000)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 30 日付「株式の併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025 年 9 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。))は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 12 月 18 日まで整理銘柄に指定された後、同年 12 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本株式併合の内容の詳細は、2025 年 9 月 30 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式 50,000,000 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

156,880,370 株(注 1)

(注 1) 減少する発行済株式総数は、当社が 2025 年 8 月 6 日に公表した「2026 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第 1 四半期決算短信」といいます。))に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数(162,673,321 株)から、当社が、2025 年 9 月 30 日付の取締役会において決議した、2025 年 12 月 22 日時点で消却する予定の 2025 年 8 月 31 日現在当社が所有する自己株式数(5,792,948 株)を除いた株式数を前提としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

156,880,373 株(注 2)

(注 2) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が 2025 年 8 月 6 日に公表した当社第 1 四半期決算短信に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数(162,673,321 株)から、当社

が、2025 年 9 月 30 日付の取締役会において決議した、2025 年 12 月 22 日時点で消却する予定の 2025 年 8 月 31 日現在当社が所有する自己株式数（5,792,948 株）を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

10 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当社は、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が 2025 年 12 月 19 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、当社は、当該売却について、裁判所の許可を得て公開買付者に対して売却することを予定しています。

この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 22 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である 600 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025 年 9 月 30 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025 年 12 月 23 日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式の発行可能株式総数を 10 株に変更することといたしました。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 5 条（株式の総数）の発行可能株式総数に関する定めを変更するものです。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 3 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）、第 8 条（単元未満株式についての権利）及び第 8 条の 2（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- ③ 本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条の 2（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年 11 月 18 日 (火)
② 整理銘柄指定日	2025 年 11 月 18 日 (火)
③ 当社株式の売買最終日	2025 年 12 月 18 日 (木) (予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2025 年 12 月 19 日 (金) (予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025 年 12 月 23 日 (火) (予定)

以 上